平成２９年（フ）第１７６１号
埼玉県川口市大字道合98番地の24
債務者　千葉　雅之
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７６２号
埼玉県川口市大字道合98番地の24
債務者　千葉ナミ子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
宮崎市東大宮１丁目７番19号
債務者　日髙　奈美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８９号
石川県能美市山口町ホ41番地３、従前の住所　北海道広尾郡大樹町二条通13番地　カウベルハイツＣ棟201号室
債務者　中田　博紀
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　充之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３号
群馬県前橋市天川原町１丁目２番地１　ウィンベルソロ前橋第３　104号
債務者　木島　匡弘
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７２４号
埼玉県川口市大字小谷場417番地　アレックス錦202
債務者　菅野　経介
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６４号
埼玉県越谷市大字袋山50番地１　ラ　ルーチェ101号
債務者　坂本　　敏
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７１９号
埼玉県春日部市藤塚249番地24
債務者　千葉久美子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７３４号
埼玉県春日部市藤塚１番地３
債務者　三宮　信一
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
千葉県鴨川市内浦274番地８　シーサイドコート小湊308
債務者　村上　正江
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第７０１号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎　５－502
債務者　黒井　啓一
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１２号
川崎市川崎区四谷上町８番13号　原田荘203
債務者　大田　　保
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７２３号
川崎市川崎区伊勢町４番13号　ハイツタチバナＢ203
債務者　郡山なつみ
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３９号
川崎市中原区新丸子東１丁目777番地　サニーステージ227
債務者　太田　富美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７４２号
川崎市多摩区生田２丁目８番18号　モンシャトー生田２　202
債務者　奥寺　美紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７４３号
川崎市幸区塚越１丁目60番地103　幸荘　１階
債務者　中谷　美保（旧姓磯田）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係